

その他の事業収入額

- 調査票第2面「18 その他の事業収入額」について、以下の事業から売上（収入）金額（年間）の多い順に上位3つを選択し、収入の種類、分類番号を記入するとともに、売上（収入）金額（年間）を記入してください。
- 「分類番号」上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」の事業別内訳「⑦、⑧、⑨」に対応しています。
- ※ 「その他の事業収入額」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

収入の種類	分類番号	内容例示等
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス	07008	<p>住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07009	<p>非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。）</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 <p>注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑯上記以外のサービス事業の収入」に該当
屋外広告スペース提供サービス	07019	<p>屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）	18012	<p>ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

収入の種類	分類番号	内容例示等
自動車整備、産業用機械・その他各種機械の保守・修理サービス	19000	<p>事業者又は一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス（※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応、及び整備に伴う部品の売上を含みます。）、産業機械を保守又は修理するサービス、工作機械を保守又は修理するサービス、土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス、医療用機器を保守又は修理するサービス、商業用機械・設備を保守又は修理するサービス、通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス、サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス、その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス、電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス、事務用機器を保守又は修理するサービス、スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス、その他の物品の保守・修理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型、半導体製造用機械 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む。） ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工事用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機 ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む。）、半導体の検査機器、農業用機械器具 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム） ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3判未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○娯楽用品、娯楽用テント、楽器 ○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○家庭用電気機械器具 ○家具、表具、家庭用品、装飾品 ○履物、時計、貴金属・宝石製品 ○絵画、工芸品など有形文化財 <p>×部品等の販売（工賃が発生しないもの）⇒【その他の事業収入額 対象外】第2面「年間商品販売額」欄の「小売」に該当</p> <p>×衣服の保守・修理サービス⇒【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19031	<p>各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20003 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20003 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【その他の事業収入額 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
寄付金、補助金、運営費交付金等	20003	<p>寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 <p>注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「20003 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。</p>